

【検証した取組】 子ども及び若者まちづくりへの参加促進(青少年育成活動)事業(第9条)

グループワークを基に全体評価(5段階)してください。

3.1

(小数点第2位
四捨五入)

5. 目的が十分に達成され課題が解消できている。発展している。
4. 目的達成に向けた取組みができている。
3. 目的を達成するため、一部改善が必要。
2. 目的を達成するため、全体的な見直しが必要。
1. 効果があまり期待できない。別の新しい取組みを検討すべき。

※目的とは、該当条文に掲げられていることを言います。

注)各委員さんの評価の平均を本事業の評価とします。算出によって生じる小数点以下第2位は四捨五入します。

参 考 瑞浪市まちづくり基本条例抜粋

(子ども及び若者)

第9条

- 1 子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。
- 2 若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。
- 3 市は、子ども及び若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。